

松阪市住民自治協議会の設立に伴う協議事項 (報 告)

松阪市住民自治協議会設立準備委員会

令和2年8月

松阪市住民自治協議会設立準備委員会（住民協議会、自治会連合会、公民館連絡協議会の各3名の代表者で構成）は、「住民自治協議会」の設立に向け、「松阪市住民自治のあり方検討会」を引き継ぐ形で、「住民自治組織のあり方に関する中間報告」の具体化について協議を進めてきました。限られた短い期間ではありますが、「住民自治協議会連合会」「住民自治協議会」に関する事項について、7月末までに7回の協議を行いましたので、その協議を踏まえ、地域での協議を進めていただくための資料を作成しましたので、ご報告させていただきます。

【住民自治組織のあり方に関する中間報告】

松阪市住民自治のあり方検討会（令和2年2月）

1. 地域を包括する組織の名称は「住民自治協議会」とする。ただし呼称はそれぞれの地域で定めることができる。
2. 新たな住民自治組織となる住民自治協議会は、令和3年4月1日に活動を開始する。
3. 住民自治協議会に単位自治会の会長等で組織する部会を置く。
4. 各住民自治協議会の連絡調整を図る組織として「松阪市住民自治協議会連合会」を置く。事務局については、松阪市自治会連合会の事務局を移行するものとする。
5. 松阪市と松阪市住民自治協議会連合会は地域課題を解決するために協働で取り組む業務について基本協定を結ぶ。
6. 松阪市は「松阪市住民自治協議会連合会」の事務的経費を補助する。
7. 松阪市は地域包括交付金を松阪市住民自治協議会連合会に交付し、松阪市住民自治協議会連合会はその交付金を「自治会関係費」と住民自治協議会「活動交付金」に分け、各地域へそれぞれ交付する。
8. 地区公民館は、住民自治協議会の公民館部会などの形で活動を継続する。
9. 地区公民館の館長及び主事は、住民自治協議会の活動に積極的に関わっていくこととする。
10. 地区市民センター及び地区公民館を多用途利用ができる施設にし、将来的には住民自治協議会が管理するコミュニティセンターとする。

○松阪市住民自治協議会設立準備委員会協議経過【4月～7月末】

第1回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年4月30日】
第2回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年5月15日】
第3回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年5月29日】
第4回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年6月12日】
第5回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年6月26日】
第6回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年7月10日】
第7回住民自治協議会設立準備委員会	【令和2年7月30日】

○今後の協議について【9月～10月末】

開催予定	第8回～第12回住民自治協議会設立準備委員会
協議内容	<ul style="list-style-type: none">・連合会組織（規約の決定）・連合会運営補助金（予算）・自治会保険と公民館保険・市の役割と地域の役割・基本協定（条例関連含む）

◇住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.4】に関する事項

松阪市住民自治協議会連合会の組織

目 的

43の住民自治協議会と松阪市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と、住みよい地域社会を実現することを目的としています。

組 織

松阪市住民自治協議会連合会（以下：市連合会）には、最終的な意思決定機関としての総会や43の住民自治協議会の会長で構成される全体会、住民自治協議会を10の区域（ブロック）に分け、その区域（ブロック）の代表（理事）で構成する役員会を置きます。役員会には、役職として理事の中から会長1名、副会長を複数名選出します。

また、市連合会には、その事務を担う事務局を設置します。

市連合会の組織を図示したものが、別紙【組織図及び名称（案）】となります。

予 算

住民自治組織のあり方に関する議論の中で、市連合会が主体となる事業は原則行わないとしています。市連合会の予算については今後の協議となりますが、市連合会の予算が原資となる地区自治会連合会の事業においては、整理が必要となる場合があります。

役員報酬

市連合会の役員等の報酬は、無報酬とします。

ただし、役員等が会議や会務で出張する場合については、交通費や日当について、旅費規程を定めた上で支給できるものとします。

組織の一本化に伴い新しい組織となる住民自治協議会の代表の方には、市連合会の組織運営について、詳細な検討を行っていただくこととなります。

○今後の市連合会組織の運営において必要となること

- ・10ブロック代表の選出
- ・設立総会に関する準備
- ・協定書調印に関する事項
- ・詳細な組織規程（旅費規定、事務局規程等）に関すること。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.1】に関する事項

住民自治協議会の「呼称」について再確認を行う。

地域を包括する組織「住民自治協議会」となることに伴い、現在使用されている「〇〇住民協議会」、「〇〇まちづくり協議会」など、名称の再確認をしてください。

※ 「呼称」の再確認や後述の「自治会部会」「公民館部会」の設置は、令和3年度の活動が円滑に行えるように協議会内で事前確認いただくものであり、必ずしも令和2年度内に総会を開催し、決定することを求めるものではありません。ただし、住民自治協議会の名称や部会設置などの会則変更等を伴う場合は、最終的には総会で承認いただくこととなります。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.3】に関する事項

住民自治協議会に「自治会部会」を設置する。

全ての「住民自治協議会」の中に「自治会部会」を設置してください。

目 的

住民自治協議会連合会と松阪市が締結した「基本協定」に基づく業務の内、自治会が担う業務が適正に遂行できるよう取り組むと共に住民自治協議会が地域課題の解決の為に活動が円滑に推進できるよう、関係自治会や住民との連絡調整等を行う。

1. 名称は「自治会部会」とします。
2. 自治会部会は住民自治協議会区域内の単位自治会長等（※3）で構成します。

※1 必要に応じて、協議会規約に変更、追加してください。

※2 自治会部会における事業や内容を事業計画に反映させてください。
(防犯灯や掲示板の設置、補修など調整。)

※3 部会は、各地域への情報伝達と連絡調整を行う場であることから、自治会長が出席できない場合などは、代理出席を行い、情報が伝わるように努めてください。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.5】に関する事項

地区自治会連合会について

「自治会部会」が設置されることで、地域における行政の窓口は住民自治協議会に集約され、これまで地区自治会連合会が行政との窓口となっていた事柄についても、その全てが住民自治協議会に移行されます。

○役割の整理

行政窓口が住民自治協議会に集約されることによって、現在の地区自治会連合会の役割（仕事）の整理を行っていただく必要があります。

※ 住民自治協議会には、多くの地域団体が参加して、協議会としての活動を行っていただいておりますが、協議会（部会）としての活動や協議会予算を伴う事業活動（委託、助成を含む）は住民協議会条例第5条（新しい住民自治協議会条例にも同様の内容を記載する予定）の制約を受けます。

ただし、協議会（部会）活動以外の個々の活動については、その限りではありません。

参 考：松阪市住民協議会条例（禁止事項）

第5条 住民協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不適當と認めるもの

住民自治協議会に「公民館部会」を設置する。

目 的

地域資源を活用した取り組みをはじめ、地域課題や生活文化などに関する学習や研究の機会の提供など、生涯学習や地域の交流に関する事業を行う。

「公民館部会」、または「それに類する公民館事業を実施する部会」を設置してください。

※1 必要に応じて、協議会規約に変更、追加してください。

※2 事業予算については、交付金において、引き続き財政的支援を継続します。

① 公民館部会が行う事業

地区公民館（活動）事業は、住民自治協議会に設置される公民館部会が直接実施するものとします。

② 公民館長と公民館主事

地区公民館（活動）事業が公民館部会による直接事業となった場合、地区公民館長が主として事業（活動）を担っていくことから、原則として地区公民館長が公民館部会長を兼ねることとし、公民館主事は、館長（部会長）の指示のもと（活動）事業の運営にあたっていくこととします。

③ 公民館予算

市の公民館予算は当面従来どおりとしますが、今後においては住民自治協議会が弾力的に予算を使えるようにするため、地区公民館長及び公民館主事の人件費、生涯学習振興事業費の交付金化について検討していきます。

◆住民自治組織のあり方に関する中間報告【No.10】に関する事項

以下は、今後における松阪市の方向性を記述したものです。

コミュニティセンター化（協議段階）

地区市民センター及び地区公民館をコミュニティセンターとする事案については、令和 3 年 4 月から協議をスタートします。

コミュニティセンター化（移行段階）

コミュニティセンター化については、令和 3 年 4 月からの協議を踏まえ、段階的に地域による管理運営（一部移管、管理委託、指定管理など）に移行していきます。

【コミュニティセンター化とは・・・】

地区市民センター及び地区公民館を地域が使いやすい施設とするため、地域が主体となって施設を運営していくことを目指すものです。コミュニティセンターとなった場合、施設の維持管理費を管理運営する住民自治協議会に交付します。

○住民自治協議会で協議いただく事項

役員報酬については、市交付金の充当を可能とする。

住民自治組織のあり方【中間報告】の議論を踏まえ、住民自治協議会の運営に必要なマンパワーを確保する為、役員報酬、費用弁償、日当については、有償のボランティアとして、一定の範囲内で交付することができるものとします。

ただし、活動交付金の増額を前提としたものではありません。事業費の精査を行うと共に、支出するとした場合は、社会通念上、住民の皆さんに理解が得られる範囲内で、十分な調整を行ってください。

役員報酬等については、「松阪市住民自治のあり方検討会」の意見を踏まえ、交付金の充当を可能としますが、現在無償としている役員報酬等を有償に変更することを促すものではありません。
地域で十分に検討していただくようお願いします。

① 充当の限度

活動交付金の事業費（事務人件費や事業加算を除く）の25%を上限とします。

●市が交付する活動交付金の構成				
現 行	均等割 (基本的運営経費として一律)	人口割 (人口規模によって変動)	事務人件費	事業加算
	活動交付金事業費【100%】			
改正案	均等割 (基本的運営経費として一律)	人口割 (人口規模によって変動)	事務人件費	事業加算
	活動交付金事業費【75%以上】	25%以内		

※充当可能な支出：事務員の賃金（超過勤務分を含む）、役員報酬、費用弁償、日当。

② 規定の作成

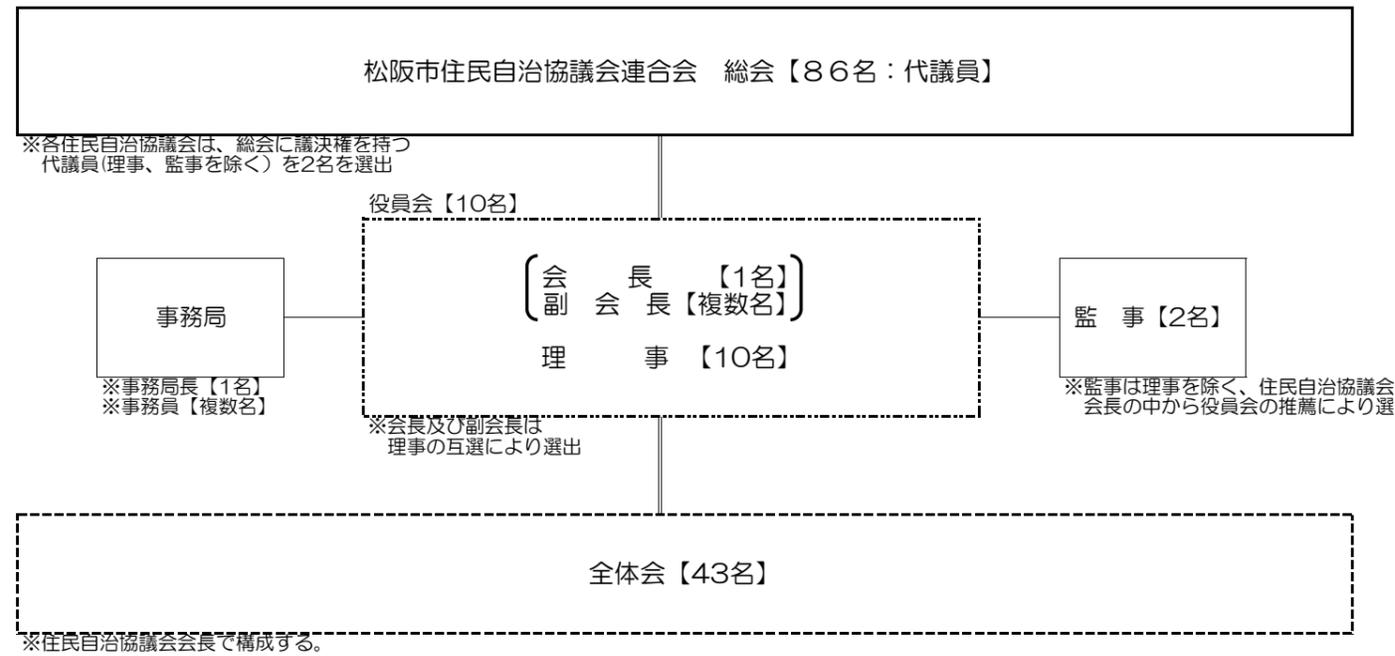
報酬、費用弁償及び日当支給について必要な事項は、協議会で別に定めてください。

※報酬を支出する場合は、税法を順守してください。

※役員の定義及び解釈については、協議会が別に定めることから異なりますが、市の想定としては、恒常的に協議会へ係わるものとします。

組織図及び名称（案）

松阪市住民自治協議会連合会



役員会（理事） ※各ブロックを構成する住民自治協議会会長は、ブロック代表を選出し、役員（理事）となる。

